

平城京と家との往還における官人の意識

竹本 晃

はじめに

奈良時代の都平城京では、国家を円滑に運営するために、官人たちが毎日激務をこなしていた。とくに下級官人の働きぶりは凄まじく、現代からは考えられないような厳しい勤務状況であった。⁽¹⁾ そうした平城京で働く下級官人たちの多くは、畿内に本拠をもっている。畿内といえども毎日の勤務になると、大和の隣国ですら距離的に通うのは難しく、たいてい官司の宿坊に泊まり込みとなる。つまり、泊まり込みで長期間労働をさせられるのである。

しかし、こうした彼らも、休暇をもらって、本拠（以下、籍を置く家のある場所として使用する）に帰ることもあった。束の間の休みである。本稿は、こうした比較的近い本拠との往還における官人の意識に目を向ける。なぜなら、近くの本拠に帰るさいの意識を探ることは、近距離の移動を官人たちがどのように捉えていたかという視点にもつながるからである。そして、それは同時に『万葉集』における「旅」の意識との比較も可能にするであろう。以上の観点から、現実の移動における意識をふまえて、『万葉集』における「旅」とどのような相関性があるのかを見い出したい。

1. 本拠との往還の契機

ここでは二つの文書形式に注目する。一つは請暇解で、もう一つは召文である。いずれも奈良時代の一次史料である『正倉院文書』と木簡にみられるため、本拠と都との往還における直接的な意識を探るさいの、有効な手がかりとなるはずである。

①請暇解からみた往還

奈良時代には、勤務の休暇を申請する請暇解という文書様式があった（基本的に一紙もの）。それが『正倉院文書』のなかに、現在二百数十通残っている。現存する請暇解は、すべて官立の写経所関係の文書である。そのため、限られた部署内での様式ではないかという懸念はあるが、他官司に一般化できることは、以前述べたことがある。⁽²⁾

また、時期も奈良時代後半に偏るという史料的制約もある。しかし、この点については、以下のよな見方もできる。『正倉院文書』のうち、写経所関係の事務文書の案文や下書などは、おおよそ他官司または写経所関係で使用した反故を余すところなく使うが、請暇解も同様に、反故として使用されたものが多い。そのうちほとんどが宝亀年間の奉写一切経所の食口案という長大な帳簿に、請暇解の背面が使われている。

こうしてみると、たしかに期間は限られているが、請暇解の文書作成日の間隔が、それほど離れないで継続している状況も読み取れるので、ある期間における請暇解を全体的に通覧することができるという点で、有益な情報源であるといえるのである。

では、具体的に請暇解の内容を確認していきたい。

【史料 1】「安宿廣成請暇解」〔『正倉院文書』続々修第 39 帚第 2 卷、第 9 紙目裏、『大日本古文書(編年)』⁽³⁾〕

17-602 ~ 603 頁]

〔安宿廣成解 申請帙了暇事

合十箇日

右、為私斎食、請暇日如件、以申、

宝亀二年二月十四日

【史料 2】請暇不參解 〔『正倉院文書』続修第 20 卷②、『大日古』6-407 頁〕

美努石成解 申請暇事

合五箇日

右、依可私氏神奉、暇所請

如件、仍注状、謹以解、

宝亀三年十月廿八日

(別筆)
「上真繼」

【史料 3】請暇不參解 〔『正倉院文書』続修第 22 卷⑥、『大日古』4-446 頁〕

合三箇日 (別筆)
「以廿四日參」

右、依親父老人衣具可進、退摶津職

三嶋上郡、仍具注状申送、以解、

天平宝字四年十月廿二日

(別筆)
「判聽
主典安都宿祢

史生福麻呂」

史料 1 は、安宿廣成という人物が提出した請暇解である。安宿廣成の請暇の内容をみると、宝亀 2 年（771）2 月 14 日付で、わたくしそとの斎食のために 10 日を申請している。その後の書き込みが合点以外ないので、おそらくこの通りに申請が通ったものと受け取れる。

ただ、むやみに申請できるのではなく、一定の条件をクリアしなければならなかった。それは、史料 1 の事書にみえる「帙了暇」である。「帙了暇」とは、帙（10 卷）ごとに編成される分担写経のうち、与えられた書写分を終えた時にはじめて申請できる休暇という意味である。⁽⁴⁾ 安宿廣成は、「帙了」をクリアしたから、「斎食」のために本拠（河内国安宿郡）に帰ることが許されたのである。

史料 2 は、美努石成の請暇解である。美努石成は、自身の「氏神」を奉ることが目的で休暇を 5 日分申請した。美努石成は、申請許可後、本拠と推測される三野県主神社のある河内国若江郡まで帰り、氏神祭を主宰、もしくは祭りの行事に参加したのであろう。

氏神祭のために本拠に帰ることを申請した請暇解は、ほかにもいくつかみられる。ただ従前の説では、ここに書かれた休暇の日数が、平城京から本拠までの距離に対応しているとされてきた。しかし、それは氏神祭のことが書かれている請暇解のみから導き出された結論であるため、適當とはいえない。そのことは、ほかの史料をあげるまでもなく、史料 1 と史料 2 の距離と請暇日数を比較するだけでもわかることである。とはいって、請暇日数については、規則性もないので、今のところ未詳する

ほかない。

史料3は、前欠のため、申請者は未詳である。申請内容は、父の衣具をたてまつるために、摂津職三嶋上郡に退いたというものである。この文書は、帰った先の地名が明白な数少ない事例で、かつ請暇目的からみても希有な例の一つである。

以上のように、請暇解は「帙了暇」を基本としつつ、行事関係その他が目的として書かれているが、⁽⁶⁾上にあげなかつた例では、親族の死や自らの病気などの緊急の場合も多い。要するに、仕事が一段落ついたことを条件とした身内の行事への参加、あるいは急用や急な不幸の発生した時に、本拠へしばらく帰還できるシステムとなっていた。

②召文

前節では、休暇を申請して、許されれば本拠に帰還できるという仕組みを確認した。それに対して、本節では、本拠にいる時に、強制的に召し出される命令の召喚文書を確認したい。

官司間の召文を除き、官司から各個人に出された召文の一例をあげると、以下のようになる。

【史料4】長屋王家木簡〔城21-8上〕SD4750⁽⁷⁾

田中朝臣人上 小治田御立
・今急召舍人 多比真人□□ 竹田臣□養
・右四人 和銅七年九月廿五日符小野臣□□ 馬 259×(25)×4 081

【史料5】「造東大寺司經師召文」〔『正倉院文書』続々修第43帙第5巻、第4紙目裏、『大日古』13-479頁〕

造東寺司召

合陸人

前部倉主 坂上建万呂

万昆嶋主 中臣鷹取

櫟井馬養 葛木豊足

右人等、写始 御願經退之、

仍使充左大舍人從八位下

石寸宿奈万呂、追召如件 但依例充
食馬

(自署)
天平宝字二年八月三日主典安都宿禰「雄足」

史料4は、長屋王の家政機関が出した舎人の召文木簡である。田中朝臣人上ら四人の舎人を急ぎで召喚するために、小野臣□□に対し、馬を使用して呼んで回るように命令している。

ただし、召文木簡については、未確定な部分があり、その理解の仕方については分かれる。つまり、合点をどう理解するかにより、木簡の機能も変わってくるということである。

たとえば、木簡の字面を額面通りに受け取ると、召喚使である小野臣□□がこの木簡を持って、四人の舎人を呼びに回り、確認できたものに合点をつけていったということになる。一方で、本木簡は管理事務官のもとに置かれたままで、召喚使には別の木簡を持たせて呼び回るよう命令し、その結果、管理事務官の元に出勤してきた者に対して合点をつけたとの見方もできる。

私見では、確たる根拠はないが、後者が妥当と考えている。印象論になるが、召喚使が合点を付るために、筆と墨を持って馬を走らせることに対して素朴な疑問をもっている。また、それでも筆と墨を持って馬を走らせるというならば、合点のつけた木簡を管理事務官に提出する義務が生じることになりはしないか。ところが、文書（ここでは木簡）として提出義務があるならば、全員に合点があつてしまかるべきであるが、本木簡には1人だけ合点がない。1人だけ応じなかつたという反論もあるが、提出義務があるならば、その理由を書くか証拠をもつてくるはずである。だが、それもない。

しかしそうした点は、管理事務官の手元に本木簡があったと考えればすべて解消される。3人までは出勤を確認し、最後の人も来たので、わざわざ合点を付す必要もなく、廃棄されたと考えればまったく問題ない。同じような現象は、『正倉院文書』の事務帳簿中の物品の受渡しのなかで、しばしばみられることである。

史料5は、御願経の写経事業期間中にどこかへ退いたため、天平宝字2年（758）8月3日付で造東大寺司が呼び出しをかけた召文文書である。前部倉主以下六人の官人（担当は経師）たちを召喚するため、石寸宿奈万呂に対して食馬を与え、追召を命令した。彼らが全員命令に応じたかは不明であるが、この後、天平宝字2年8月19日になっても、前部倉主のみは参上していなかつたことが、別の文書からうかがえる。⁽⁹⁾

以上のように、『正倉院文書』と木簡という一次史料から、都と本拠の往還についての契機を確認した。つぎに、請暇解と召文とが都と本拠との往還のなかで、どのような位置づけにあるのかを、もう少し大きな視点で捉え直し、そのなかで近距離の往還にかかる官人の意識を探りたい。

2. 本拠と都との往還に対する意識

前章では、召文については、臨時の招集命令の例をあげた。ここでは、召文が臨時の招集のみにとどまらない場合にも発給されることを指摘したい。

【史料6】「奉写一切経所経師等召文」〔『正倉院文書』続々修第3帙第4巻、第32紙目裏、『大日古』

14-444～445頁〕

奉写一切経所召

合式拾陸人

〔経師秦豊穂	〔高赤万呂 ^{〔止〕}	〔萬昆太智	〔中臣鷹石
〔中臣諸立	〔穗積万呂	〔辛国千村	〔史戸木屋万呂
〔十市正月	〔春日部伯	〔宇智若江	〔陽胡田次

右十二人帙了假並過限日

〔安宿大廣	〔城上神徳	〔鬼室小東人	〔念林老人 ^{〔辰時受〕}
-------	-------	--------	------------------------

〔異筆〕

〔飛鳥種万呂 ^{〔卯時〕}	〔赤染廣庭	〔萬昆嶋主 ^{〔追〕}	〔大宅人上
〔民豊川	〔鬼室石次		

右十人請假過限

〔高市老人 ^{〔請得淨衣偽病未參受日時〕}	〔刑部真綱 ^{〔從今廿一日无故不上〕}
--------------------------------	------------------------------

〔裝潢能登忍人^{〔請得淨衣久過限日〕}

〔石田嶋足^{〔請假過限〕}

以前人等、並違期限、至今未參、仍差坤宮官今良
上嶋津召之、事有期限、不得遲怠、其都中人等、宜
充食、其都外人等、宜充食馬、今以状、牒示、

天平宝字四年九月廿七日史生下道朝臣「福麻呂」^(自署)

外從五位下池原公 造東大寺司主典阿都宿禰「雄足」
^(異筆)
「出入自在人等」

史料6は、奉写一切経所が経師等26人（経師24人、装潢2人）を召喚した召文である。彼らは、9月27日以前に請暇解を出して写経所を退いたが、期限を過ぎても戻ってこなかつた人たちである。そのため、9月27日付で召文が発行されたのである。最初の12人は「帙了暇」の人たち、つぎの10人はおそらく仕事を途中にしながら緊急に請暇した人たちで、残る経師2人のうち1人は病と偽り、もう1人は無断で参上しないと記載されている。

史料6から導き出される重要な点は、請暇解と召文とが一連の関係にあることである。ただし、召文自身は、すべてが請暇解とかかわりがあるわけではない。たとえば、休暇とは関係なく家に待機している人や、ほかの官司で勤務している最中に、召文によって臨時に呼び出される場合もあるからである。このような幅広いケースで発行される召文のなかに、休暇の期限を破ったものに対して、強制的に召喚する類のものがあったということである。

こうして呼び出される対象となつた人々は、召喚使によって連絡が回る。史料6では、上嶋津が召喚使に任命されているが、「坤宮官今良上嶋津召之」とあるように、召喚使を召喚するための召文も発行されていることが読み取れる。しかも、その召喚使がもし休暇をとっていたとすると、さらに召文を発行しなければならない。このように、官司に召文を一通発行するだけでも、波及的に文書が発行され、文書行政が貫徹している状況がわかる。

さて、史料6の文末によると、召喚使である上嶋津は、平城京内にとどまらず、平城京外にまで官人たちを呼びに行くこととなつた。召喚範囲が平城京外に及んでいる点からも、呼び出された官人たちが、本拠に帰っていたことがわかるだろう。また、平城京内を呼びに回るときには、召喚使に食料のみを充て、召喚範囲が平城京外に及ぶときには、食料と馬を充てることになつてゐた。食料や馬を支給することは、史料4・5にもみえる。

召喚使が京外を巡っていることはつぎの史料7からもわかる。

【史料7】平城宮跡出土木簡〔城6-5上、『日本古代木簡選』〕二条条間大路南側溝 SD5785⁽¹⁰⁾

・ 津島連生石 春日椋人生村^{宇太郡}
召急 山部宿禰東人 平群群 三宅連足嶋^{山辺郡}
忍海連宮立 忍海郡 大豆造今志^{廣瀬郡}

・刑部造兄人 和銅六年五月十日使葦屋

小長谷連赤麻呂 右九 椋人大田充食馬

小長谷連荒当 志貴上郡

168・29・6 011

史料7は、平城宮跡の二条条間大路南側溝SD5785から出土した木簡である。この木簡は、召喚範囲が具体的にわかる召文として重要な史料である。具体的な召喚範囲とは、宇太郡・平群郡・山辺郡・忍海郡・廣瀬郡・志貴上郡である。これらの各郡内にいる官人たちを緊急に招集しようとしている。いずれも大和國の郡名であるが、すべて平城京から離れており、早馬を走らせて一日で回りきることはできない。なお、史料4～6と同様に、京外の官人に対する召喚に合わせて、召喚使である葦屋椋人大田には「食馬」が充てられており、馬を使用して各郡を回っていることはまちがいない。

では、召喚使は、郡内まで辿り着いたときに、召喚対象者の家にまでじっさいに行っているのだろうか。その点については、つぎの史料が参考になる。

【史料8】請暇不参解〔『正倉院文書』続修第20巻⑯、『大日古』6-330～331頁〕

桑内真公解 申請暇日事

合四箇日

右、発足病、比来之間苦侍、加以、未勘左

京職籍、依此不得参向、仍注状、附

喚使大伴真廣申送、以謹解、

宝亀三年六月八日

史料8は、桑内真公の請暇解であり、また不参解でもある。不参解とは、期日を過ぎても参向できなかった後に理由を述べる、いわば事後報告の文書である。桑内真公は、史料8以前に、一度請暇解を出したが、足の病が治らず、期限通りに参向できなかつた。そのため召文が発行され、「喚使」である大伴真廣が招集にやってきたのである。そして真公が、やってきた召喚使の大伴真廣に預けた文書こそが史料8にあたる。形式は、請暇解の再提出となっているが、実質は不参解である。

このように、召喚使と召喚対象者は、じっさいに接触しているのである。さらに、召喚対象者が呼び出しに応じることができなかつた場合は、召喚使が直接接觸した証拠となる文書を持って帰らなければならなかつたのである(この場合は史料8そのもの)。こうしたやりとりからも、先述したように、召喚使が木簡に合点を付けて巡る状況は、やはり想定しにくいといえるだろう。

以上の点を一連の流れでまとめると、つぎのようになる。①請暇解の提出、②判許、③休暇を得て勤務先から退出、④期日が過ぎれば召文の発行と召喚使の任命、⑤召喚使へ食馬の支給、⑥召喚使の巡回、⑦召喚使と召喚対象者との接觸、⑧応じなかつた時は不参解の受取、⑨召喚使の帰還と事務官への報告、⑩召喚対象者の参向と事務官によるチェック、となる。

都と本拠との往還にかかる各文書のなかで、注目すべき点がいくつかある。一つめは、短期間ににおける請暇解の発行数から、やはり休暇を望む者が多いということである。二つめは、本拠に帰った後、戻ってこない人も少なくなかつたということであり、三つめは、召喚対象者よりも召喚使の方が移動距離が長いということである。

前二者からは、早く家に帰りたい意識と、いったん本拠に帰ってしまえば都に戻りたくない意識とが、少なからずうかがえる。つまり、たとえ近距離の往還であれ、移動にさいしてあるいは移動の前後に何らかの意識が表出することはある得るということである。移動にかかる意識の表出という点は、『万葉集』にしばしばみえる「旅」とも無関係ではあるまい。

3. 『万葉集』における「旅」との比較

『正倉院文書』と木簡という一次史料からみた、都と本拠との往還における官人の意識は、『万葉集』における「旅」とどのような関係にあるのだろうか。

休暇を申請後、畿内ならば、平城京を出発してから、およそ1日半もあれば徒歩で本拠に着くものと思われる。史料1・2の河内国安宿郡や同若江郡ならば、大和河内国境付近に位置するため、途中で宿泊することもなく辿り着いたであろうが、それより遠くなると、宿泊が必要な人たちがいたかもしれない。

ところで、『万葉集』における「旅」の歌は、都を離れて地方に赴くときの歌が多い。歌が詠まれる条件としては、都を離れるときや峠道を通るとき、そして旅の途中や旅から帰還するときなどがあげられる。一方『正倉院文書』と木簡から導き出された状況を、『万葉集』の「旅」の歌の状況になぞらえれば、都を離れるとき（退家）、峠道を通るとき、本拠を離れるとき（参向）、宿泊するときなどが想定できる。

『万葉集』の「旅」の歌がつくられるシチュエーションとの大きな違いは、都を離れるときというのが、本拠に帰るときにあたり、向かう先がまったく別の方向となるところである。また同様に、本拠を離れるということが、『万葉集』での地方への「旅」にあたるが、『正倉院文書』と木簡からは都への参向というかたちになる。このように、移動の起点は同じでも、向かう先が別方向である点が特筆される。

しかしながら、移動の起点が同じという部分は注目されよう。方向は別であれ、都や家を離れることが自体は確かなことであるから、家を離れて寂しい、つらい、憂鬱と思う気持ちは、共通してもらっている意識といえる。請暇解や召文からは、参向すべき日にあえて参向しないなど、現実的な状況が把握できたが、こうした態度は、家を離れたくないとする意識の表れであり、家を離れることをつらいと歌った「旅」の歌が『万葉集』に多いことと重なり、両者の共通性がうかがえるのである。

ところが、『万葉集』のなかには、官人の勤務における往還にかかる歌であると確実に分かるものはない。もっともそれは、題詞や歌に明確に書いていないから、判断ができないだけなのかもしれない。そのように考えたときに、いくつかの歌が、本稿の主旨に合致する可能性がある。

たとえば、卷第12に羈旅歌（羈旅發思）が載せられているが、そのなかには地名の詠まれていない歌もある。

【史料9】『万葉集』卷第12の3131番歌

月易へて君をば見むと思へかも日も易へずして恋の繁けく

【史料10】『万葉集』卷第12の3134番歌

里離り遠くあらなくに草枕旅とし思へばなほ恋ひにけり

史料9・10は、一般的には、地方赴任や行幸從駕、そのほか遠くへ旅立つ時の歌と解されるだろう。しかし、見方によっては、本拠から都へ一定期間上番することにさいして詠まれた歌と解せられなくもない。史料9は、旅立ち後間もないときのことを詠んだ女性の歌で、夫が家を離れて、つぎに戻ってくるのは月が改まってからだと思うと、日も変わらないうちにしきりに恋しく思う、という内容である。このような月単位の出仕形態を考えるに、前章までにみた下級官人の上番形態とくわめてよく似ていることがわかる。

課せられたノルマを終えて、数ヶ月単位でやっと本拠に帰ることのできる畿内の下級官人たちの妻は、ほとんど夫と会わずに生活している。年間およそ220～240日の出仕がすべて都での外泊となり、2、3ヶ月に1回（それも2、3日間ほど）本拠に戻ってくるくらいである。⁽¹¹⁾

こうした出仕形態からは、家を離れるという点で、長期にわたり地方赴任するさいに詠まれる歌と何ら状況は変わらない。ただその期間がやや短いだけのことである。したがって、つぎの長期勤務にあたり、夫が都に向かったときの妻の気持ちを詠んだ歌と捉えられる余地が出てくるのである。「月易へて（月易而）」が、「日も易へずして（日毛不易為而）」の対表現であるにせよ、月単位の出仕形態は、地方赴任や行幸では想定しがたい内容である。

史料10は、旅立った後、旅路の途中に思ったことを詠んだ歌である。「里離り遠くあらなくに」であるから、歌が詠まれた場所（状況）は、本拠からさほど離れていないところである。しかし、泊まりがけの旅となると、やはり本拠（妻も含めて）が恋しいということなのだろう。一般にはこの歌も遠地への赴任や行幸從駕の歌と解されやすいが、見方によっては、本拠から一泊程度で辿り着ける都への移動途中の歌ともとれる。「家からそれほど離れていないのに」との感覚は、近距離の移動でも十分あてはまり得る。

史料9・10のように、題詞のないような未詳歌ならば、本稿の主旨に合うようにも解釈できてしまう。ただ現状では確証がもてない。しかし、年に数回しか家に帰れない状況を考えると、家に残してきた妻や子のことを歌に詠むことも充分考えられるのではないだろうか。歌が詠まれる状況は、近距離の移動であれ、「旅」の歌として捉えても何ら変わりないのである。

おわりに

『正倉院文書』や木簡にみられる請暇解や召文から、平城京に泊まり込みで勤務する畿内の下級官人たちの往還に対する意識を探ってきた。『万葉集』における「旅」の歌にみられるような、妻子のいる実家を離れるのがつらいと考えている人たちの存在を、請暇解や召文などの一次史料のなかに垣間みることができた。家（本拠）を離れることに対しての思いというのは、向かう先が都であれ地方であれ、夫妻とも生じる意識であるから、従来のような都と地方の対比ではなく、本稿のように都と家という観点からでも『万葉集』の「旅」の歌を読み直すことが必要なのではないだろうか。

「家離」を「旅」というなら、地方に赴くというだけでなく、家を離れて都の各官司に泊まり込みで出仕することも、ある意味では「旅」と考えうる。本稿は「旅」の概念規定をするまでには至っていないが、『万葉集』における「旅」にはさまざまな形態が想定でき、そのうち上のような状況も一つの事例として入ってくるのではないかということを提示した次第である。

注

- (1) 栄原永遠男「都のくらし」（直木孝次郎編『古代を考える奈良』吉川弘文館、1984年）。同「平城京住民の生活誌」（岸俊男編『日本の古代9 都城の生態』中央公論社、1987年）。
- (2) 抜稿「請暇解よりみた官人の勤務環境」（奈良女子大学21世紀COEプログラム報告書Vol.11『正倉院文書にみる古代日本語』2007年）。
- (3) 以下、『大日古』と略す。
- (4) 請暇解のうち、ほとんどの場合は、「帙了暇」の文言が省略されて、たんに「請暇」と書かれている。しかし、勤務実態をみると、まちがいなく「帙了暇」は請暇条件となっている。実態については、注(1)文献に詳しい。ただし、そこでは「仕事の切れ目」と記されている。
- (5) 岡田精司『神社の古代史』（大阪書籍、1985年）。

- (6) 請暇解全般については、注(1)文献のほか、奈良女子大学21世紀COEプログラム報告書Vol.4『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不參解編（一）』2005年、奈良女子大学21世紀COEプログラム報告書Vol.9『正倉院文書の訓読と注釈 請暇不參解編（二）』2007年（いずれも桑原祐子氏編集・執筆）がある。
- (7) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報二十一』（1989年）8頁上段の略。以下、同概報は同様に略す。
- (8) 市大樹「平城宮・京跡出土の召喚木簡」（『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、2010年、初出は2008年）。
- (9) 「東寺写経所召文（案）」『正倉院文書』続修第43巻③、『大日古』4-290～291頁。
- (10) 木簡学会編『日本古代木簡選』（岩波書店、1990年）。
- (11) 注(1)文献。
- (12) 『万葉集』卷第7の1161番歌。